

# 北信子ども・若者総合相談センター事業 業務委託仕様書（案）

## 第1章 総 則

### 1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「北信子ども・若者総合相談センター事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

### 2 趣旨

本事業は子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）（以下、「法」という。）第 13 条に基づく北信子ども・若者総合相談センターを委託して運営し、ニート、ひきこもりや不登校等の社会生活を営む上で困難（以下「困難」という。）を有する子ども・若者に関する相談支援を行うことにより、困難を有する子ども・若者が円滑に社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

また、法第 19 条第 1 項及び長野県北信子ども・若者サポートネット（北信子ども・若者支援地域協議会）設置要綱に基づく北信子ども・若者支援地域協議会の事務局を委託して運営することにより、関係機関が行う支援が効果的かつ円滑に実施されるようにすることを目的とする。

### 3 関係法令

本事業の実施に関しては、本仕様書及び企画提案書によるほか、次の掲げる関係法令等を遵守して行う。

- ア 長野県財務規則（昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号）及び諸規則
- イ 委託契約書
- ウ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
- エ 子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針
- オ 長野県北信子ども・若者サポートネット（北信子ども・若者支援地域協議会）設置要綱
- カ ひきこもり対策推進事業実施要領
- キ その他関係法令及び通達

### 4 委託期間

委託期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 5 支援対象者

長野県北信圏域に在住し、困難を有する子ども・若者及びその保護者等

### 6 変更の対象

- (1) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (2) その他の変更契約については双方の協議により決定する。

### 7 その他

仕様書に記載なき事項等で疑義が生じた場合は協議のうえ定める。

## 第2章 業務内容

### 8 委託事業の内容

委託する事業の内容は次のとおりとする。なお、事業遂行上必要となる、旅費、資料代、印刷費、謝金、電話代などの役務費、委託費等一切の経費は、委託料に含むものとする。

#### (1) 子ども・若者総合相談の実施

子ども・若者総合相談窓口を設置し、支援対象者からの子ども・若者育成支援に関する相談をワンストップで受け、適切な助言、関係機関の紹介や情報提供等の必要な支援を実施すること。

なお、相談受付の方法は次に掲げるとおりとすること。

##### ア 電話相談

開所時間において、電話による相談を実施すること。

##### イ 面接相談

開所時間において、面談による相談を実施すること。

##### ウ オンライン相談

開所時間において、オンラインによる相談（インターネット上のビデオ通話サービス等を利用した相談）を実施すること。

##### エ メタバース相談

メタバースによる相談（インターネット上の仮想空間を利用した相談）を3回程度実施すること。なお、メタバース相談については、支援対象者の在住圏域を限定しないこと。

##### オ メール相談

メールによる相談を受け、原則として受信から3営業日以内に相談者に回答すること。

##### カ その他

ニーズや圏域の実情に応じて、SNSやアウトリーチ等による相談を検討すること。

#### (2) 居場所の開催

困難を有する子ども・若者が社会に関わる入口として参加することのできる居場所を圏域内3か所程度（例：長野市、中野市、飯山市など）において、それぞれ月1回程度開催すること。

#### (3) 高校中退者のフォロー

高校生のひきこもりの防止及び社会的自立のため、県立高校及び私立高校からの要請に応じて支援会議に参加する等、中途退学等の恐れのある生徒に対して必要な支援を実施すること。

#### (4) 北信子ども・若者支援地域協議会の運営

北信子ども・若者支援地域協議会の事務局として、次に掲げる業務を実施すること。

##### ア 個別ケース検討会議の開催

複数の構成機関が連携して検討・支援する必要があるケースの相談等が寄せられた場合には、個別ケース検討会議を開催し、支援対象者の状況把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し及び構成機関の役割分担の決定等を行うこと。

##### イ 全体調整会議の開催

構成機関を対象とした会議を1回以上開催すること。なお、会議は原則として参考により開催し、内容は次に掲げるとおりとすること。

- ① 前年度の取扱ケースの報告
- ② 当該年度における運営体制の説明（事務局の紹介等）
- ③ ひきこもり支援に関する事項
- ④ 構成機関同士の連携促進及び支援力向上に必要な事項
- ⑤ その他必要な事項

#### ウ その他

構成機関連絡表の作成・更新、構成機関との連絡調整その他の運営に必要な事務を行うこと。

#### (5) 広報活動

支援対象者、構成機関その他の支援機関に対して、北信子ども・若者総合相談センター及び北信子ども・若者支援地域協議会の周知・啓発等の広報活動を行うこと。

#### (6) 取扱ケース等の報告

業務完了報告の様式により、実績を委託者へ報告すること。また、業務完了報告時に限らず、委託者の求めがある場合には随時報告を行うこと。

#### (7) その他

本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案し、実施すること。

### 9 実施体制

#### (1) 実施場所

県内の北信圏域で実施すること。

#### (2) 子ども・若者総合相談窓口の名称

子ども・若者総合相談窓口の名称は、「北信子ども・若者総合相談センター」とすること。

#### (3) 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日の期間を除く）の5日間で1日あたり8時間開所するほか、ニーズや圏域の実情に応じて夜間や休日の開所を行い、1週間当たり45時間以上開所すること。

#### (4) 人員体制

3名以上の相談員を配置し、開所時間中は常時2名以上の体制で相談受付を行うこと。なお、相談員のうち1名以上は常勤・専任とし、他の相談員の常勤・非常勤の別、専任・非専任の別は問わないものとする。

ただし、相談員のうち2名以上は、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の子ども・若者支援に関する専門的な資格を有する者とすること。

### 第3章 その他

#### 10 事業実施に当たっての遵守事項

##### (1) 個人情報の保護

受託者が事業を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）、長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めなければならない。

また、個別ケース検討会議で取扱うケースについては、事前に別添「個人情報の取

扱いに関する同意書」を支援対象者本人あるいは家族等から徴取し、地域協議会で取扱うことについての承諾を得た上で協議を行うこと。

(2) 守秘義務

受託者は、事業上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託事業期間終了後も同様とする。

(3) 金銭受理の禁止

委託事業の実施にあたり、原則として支援対象者から利用料等の金銭を徴収してはならない。ただし、必要な実費についてはこの限りではない。

(4) その他

委託期間終了後は、関係書類を県へ引き継ぐこと。